○農林水産省告示第千六百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年九月六日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　島根県邑智郡美郷町小松地三五三の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年九月六日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　島根県雲南市三刀屋町多久和一〇八二の一、一〇九二の三、一一〇一の二、一一〇三、一一〇六の一、一一一一、二五七五

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年九月六日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　島根県邑智郡美郷町片山一四五の三、一四五の四、三〇八の一、三〇八の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年九月六日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　島根県邑智郡美郷町久保九五三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年九月六日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　島根県松江市東持田町字大金井谷一五九四、一五九五

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年九月六日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県八頭郡智頭町大字口字波字大ヶ谷五四九の四から五四九の七まで、五五三の一

(一)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(二)　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県八頭郡智頭町大字口字波字大ヶ谷五五一の三、大字西字塚字北谷南谷七五七の一五八

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　解除の理由　道路用地とするため

二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県八頭郡智頭町大字口字波字大ヶ谷五五一の三、大字西字塚字北谷南谷七五七の一五八

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千六百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年九月六日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県岩沼市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　潮害の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁及び岩沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年九月六日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県亘理郡山元町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　潮害の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁及び山元町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年九月六日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県岩沼市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　潮害の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁及び岩沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年九月六日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県安芸高田市八千代町向山字大原一〇〇四〇の一八

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千六百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十八年九月六日

農林水産大臣　山本　有二

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県南佐久郡南相木村字三川栃原六二五七の二六

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため